

面会に関する規程

甲州リハビリテーション病院

1.目的

本規定は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2.基本方針

当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要である事を踏まえ、通常面会を基本とし、感染流行時等でも感染対策ステージに沿って、過度に制限しないことを基本方針とする。

3.面会事項

面会に関する事項については次の通りとする。

(1) 面会時間/人数

下記の時間内で診療・療養に影響のない範囲とし、1回5名程度までとする。

平日：13：30～19：00

土曜、日曜、祝日：10：00～11：30および13：30～19：00

(2) 面会者の制限

次の面会者については原則お断りする。

- ・感染症の症状（咳・発熱・咽頭痛・発疹・下痢・嘔吐など）のある者、感染症の疑いのある者
- ・その他、療養環境を著しく妨げると病院が判断した者

(3) 面会場所

各病棟内の病室またはデイルーム

(4) リハビリテーション訓練中の面会について

訓練優先のため見学のみ可能。

(5) その他

面会者は手指衛生と咳エチケットを徹底すること

4.面会手順

面会者は次の手順にて行うものとする。

(1) 面会者は、入り口カウンターにて「来院票」の記入をする。

記載内容：日付、患者名、病棟、来院時間、来院者名、体温、体調不良の有無

(2) 来院票記載後、来院票投入箱へ入れ、赤色の入棟許可証を首から下げ病棟へ行く。

(3) 面会終了後、入棟許可証を返却BOXへ入れる。

5.面会中止基準

面会は次の事由にて中止または制限となる場合がある。

(1) 医療安全や療養環境整備上、面会の制限が必要な場合

(2) 感染症流行時又は発生時 ※次項の感染対策ステージに沿って対応

(3) その他、病院長が面会不可と認める場合

6. 感染症流行時又は発生時における変更事項について（※感染対策ステージ）

感染症流行時又は発生時においては面会基準を感染対策ステージに沿って変更する。
感染対策ステージの変更は感染予防対策委員会をもって決定する。また、必要に応じて面会手順の変更を行うこととする。

【感染対策ステージ】

ステージ	状況	職員対応	予約	面会制限	面会時間	面会条件	1回面会 人数	実習等
1	伝播するような感染症の発生が県内で一定数（流行入り）確認されている。又は懸念される感染が国内で確認されている	勤務中のマスク着用を追加	不要	中学生以下禁止	1時間以内	手指衛生の徹底	3名まで	職員対応参照
2	伝播するような感染症の発生が県内で一定数以上（感染週報等で注意報同等）確認されている。院内で懸念される感染症の発症者の出現	私生活での感染対策を追加		キーパーソン・家族以外禁止	30分以内	サージカルマスク装着・面会中の飲食禁止	2名まで	実習 1 週間前からの体温・体調チェック、有症状者との接触確認
3	伝播するような感染症の発生が県内で多数確認され、増加している。院内で懸念される感染症の発症者が複数発生している。（感染週報で警報同等）	職員の健康チェックを追加	全日予約制（1日6組）	1日1組のみ	15分以内	上記に追加しディールームにて		患者との直接接触を避ける
4	伝播するような感染症の発生が増加傾向にあり、院内で懸念される感染症が増加している。	患者対応時のアイガード装着を追加	全日予約制（1日4組）	直接面会禁止	10分以内	リモート面会		

※ 緊急事態宣言やまん延防止措置などが発令された場合は、極力来院を避けていただき、面会は全面禁止とする。実習も原則、受け入れ中止。研修会参加や家族教室など必要最低限とし、会議もリモート会議を主体とする。

7. 面会中の禁止事項

次の行為があった場合には、面会をお断りする場合がある。

- （１）無許可での院内での撮影・録音
- （２）無許可での飲食物の持ち込み
- （３）大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- （４）その他、業務妨害に当たる行為、職員の指示に反する言動や行動

8. 面会の特例（特別面会）

やむを得ない事情がある場合には特別面会許可申請書（※別紙参照）を記載の上、主治医が許可した場合に限り時間外面会を認めることがある。

許可者は面会時、受付にて来院票記載後、緑色の入棟許可証を首から下げ病棟へ行き、終了後、受付へ入棟許可証を返却する。

9. 周知

面会に関する内容は、入院案内、院内掲示および病院ホームページ、SNS等を通じて患者および家族へ周知する。

10. 規定の制定および見直し

本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、定期的に業務改善委員会（多職種リーダーWT）にて協議し、必要に応じて感染予防対策委員会およびまたは臨時の部門長による会議にて見直しを行うものとする。

付則

この規程は 2026 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は 2026 年 7 月 1 日一部改正施行する。

この規程は 2026 年 7 月 18 日一部改正施行する。

特別面会許可申請書

病棟名	階病棟	部屋番号	
患者氏名			
面会者氏名	①	続柄 (	)
	②	続柄 (	)
	③	続柄 (	)
※3名以上の場合は詰めて記載			
申請理由			
特別面会 時間 ※どちらかにチェック	☐ 時 分 ~ 時 分 ☐ 時間指定なし		
開始日	年 月 日		
終了予定日	年 月 日 (☐ 退院日まで)		
※退院日までの場合は ☐ にチェックする			

上記 特別面会について許可 (します ・ しません)

年 月 日

主治医(許可医):

印

※直筆の場合は印不要

特記事項:

看護師長	リハ リーダー	MSW	クラーク